

7 今後の課題

アメリカにおける高校中退者など社会的に不利な立場にある若者に対する支援策は、従来から実施されているジョブ・コアなど就労対策を引き続き実施するとともに、2002年に成立した「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act)」に基づく一連の教育改革を実施し、安定した就業を期待できるとされる高校卒業程度の知識、技能の習得を重視する政策を実施している。

「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(No Child Left Behind Act)」に基づく一連の教育改革は、州政府の専権事項である教育分野に対する連邦政府の越権であるとの一部学者や教員組合からの反論があるが、民間調査による意識調査においても約半数の者が同法を支持するとの回答であり、支持しないとの回答を上回っている。また、ブッシュ大統領自身も大幅な改正に対しては反対の意を示していることから、政策路線が変更されることは当面ない模様である。

連邦労働省雇用・訓練局(ETA: Employment and Training Administration)は2004年7月各州の関係機関に対しWIAの若年雇用プログラムの実施に関する通知を発出した。この中で、①特殊教育に焦点を当てること^(注13)、②企業のニーズに合わせることで、③特に支援を必要としている若者に焦点を当てること、④業績改善に焦点を当てることの4つの方針を明らかにした。具体的には以下のとおりである。

(1) 特殊教育に焦点を当てる

特殊教育を受ける若者が質の高い教育を受けられるようETAが主導的役割を果たすことを目標とする。このために、ETAは教育省と協力して、特殊教育の実施方法、モデル、特殊教育の位置づけ、落ちこぼれるリスクの高い若者に効果的な国語・算数教育法などに関するガイドラインを策定する。若者が落ちこぼれることを防ぐため、州・地域の労働関係機関が公立教育機関と連携することを奨励する。

(2) 企業のニーズに合わせる

若者が経済界で必要とされている技術を身につけ若者が21世紀経済で成功することができるようWIA関

連の資金投入は需要主導型とすることを目標とする。

このため、①ETAは事業主主導型の成功事例を基にしたガイダンスの提供、②関係者の連携強化、③WIA関連プログラムに関わる専門家が地域で将来性のある職業やその職業に就くための方策などに詳しくなることを優先的に実施する。

(3) 特に支援を必要としている若者に焦点を当てること

里子、犯罪者、移民の子などに対する支援を優先的に行うことを目標とする。このため、独立しようとする里子を支援する方策に関する模範的プログラムの策定、犯罪者の社会への統合に対する継続支援、高校中退の移民の子に対しては教育省、農務省と連携して基礎教育・職業訓練のモデル策定などを行う。

(4) 業績改善に焦点を当てる

主要な若者向け施策については、資金配分を業績に基づいたものとし、(プログラムを管理する)システムやプログラムそのものを結果指向とすることを目標とする。このため、ETAは、関係者向けにガイダンスを提供する地域フォーラムの開催を支援する。また、ETAでは若年雇用プログラムに関し新たな指標を導入する。

このように、アメリカでは若年雇用政策の枠組みは維持しつつ、制度をより企業のニーズに合わせ、特定の若者に焦点を当てるなどより洗練された効率的なものとするよう改善を行ったところであり、今後その成果が注目される。

(注1) コミュニティ・カレッジとは、州及び地域により設立・運営されている2年制の高等教育機関で、日本における短大に相当する。ハイテク産業、マスコミ、ファッション、アート、旅行業、ホテル、映画・テレビ、美容、スポーツなどの分野で実践的なプログラムを数多く提供している。一般的に学費が安く、1クラスあたりの学生数が少なく、学生に対してきめ細かい指導を提供しているといわれる。米国の職業能力開発に大きな役割を果たしている。

(注2) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他(2004)P95~96を参考に執筆

(注3) 「2004諸外国の教育の動き」文部科学省 学校系統図より引用

(注4) 全国技能機関委員会機構(National Skill Standards

Board Institute : NSSBI) は、会員制財団 (membership foundation)、非営利の団体で、日本の公益法人に相当する。

現在、同機構を構成している組織には、関係産業団体、関係職業団体、職業訓練プロバイダーなどがあり、同機構のスポンサーになっている。

- (注5) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P123~124を参考に執筆
- (注6) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P116~117より引用
- (注7) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P115~116、連邦教育省ホームページ及びコープ教育全国委員会 (National Commission for Cooperative Education) ホームページを参考に執筆
- (注8) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P114~115より引用
- (注9) 「アメリカの労働」JIL 岡崎淳一 (1996)P88~89、連邦労働省雇用訓練局「労働力システムの成果2004 (WORKFORCE SYSTEM RESULTS 2Q, PROGRAM YEAR 2004 1Q, FISCAL YEAR 2005)」及び連邦労働省ホームページを参考に執筆
- (注10) 「調査研究報告書151 人材の最適配置のための新たな職業の基盤情報システムに関する研究」JIL (2003)を参考に執筆
- (注11) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P112~114より引用
- (注12) 「労働政策研究報告書 諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」JILPT 藤田晃之他 (2004)P135~147、「アメリカの労働」JIL 岡崎淳一 (1996) P90~92、連邦労働省ホームページ、連邦労働省雇用訓練局 (DOL ETA)「2003プログラム年ジョブ・コア年次報告 (JOB CORPS ANNUAL REPORT PROGRAM YEAR JULY 1, 2003-JUNE 30, 2004)」及び連邦労働省雇用訓練局「労働力システムの成果2004 (WORKFORCE SYSTEM RESULTS 2Q, PROGRAM YEAR 2004 1Q, FISCAL YEAR 2005)」を参考に執筆。なお、数値及び統計は、特段の注釈がない場合は、2003プログラム年ジョブ・コア年次報告からの引用。
- (注13) Alternative Education : 通常の学校教育で対応できない若者 (拘留中の者、行動に問題のある者など) に対し、その若者に合った個別のプログラムで行う教育。